

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知）
一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い

5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

(1)・(2) (略)

(3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用

(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

i：現場環境改善率は、表 5－1 による。

(単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)

P i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

表 5－1 現場環境改善費率

対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)	
	大都市市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	i = <u>45.9</u> × P i ^{-0.175}	i = <u>32.5</u> × P i ^{-0.202}

(注) (略)

(イ) 率に計上されるものは、表 5－2 の内容のうち原則として、計上費目（仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつの合計 4 つの内容を基本とした費用である。

また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

(ウ) 積上げ計上分（α）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 100%を上限とする。

また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

(エ) ～ (カ) (略)

改 正 前

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い

5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

(1)・(2) (略)

(3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用

(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

i：現場環境改善率は、表 5－1 による。

(単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)

P i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

表 5－1 現場環境改善費率

対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)	
	大都市市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	i = <u>56.6</u> × P i ^{-0.174}	i = <u>39.9</u> × P i ^{-0.201}

(注) (略)

(イ) 率に計上されるものは、表 5－2 の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

(ウ) 積上げ計上分（α）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50%を上限とする。

(エ) ～ (カ) (略)

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P i）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表 5－2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) ・昇降設備の充実 ・環境対策の充実 ・ICT設備の充実 ・作業負荷の低減
安全関係	・工事標識・照明等安全施設の充実 ・盗難防止対策 ・健康関連施設の充実 ・野生生物・害虫対策等
営繕関係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・労働者宿舎の充実 (削る。) ・現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ・衛生設備・厚生施設の充実等
地域連携	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) ・広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ・見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） (削る。) (削る。) ・社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） (削る。) ・現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

6 山間僻地について

設計積算要領「第 6 請負工事費の積算基準」の「表 6－6 地域補正の適用」及び「表 6－21 地域補正の適用」における「山間僻地」は、各表の(注)書きに規定する内容のほか、次のいずれかに該当する地区とする。

(1) (略)

(2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条、第 3 条、第 41 条、第 42 条及び第 43 条の過疎地域又は山村振興法第 7 条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区（工事の施工場所から最寄りの市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が 10km 未満である地区を除く。）

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P i）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表 5－2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	・用水・電力等の供給設備 ・緑化、花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減 (新設) (新設)
安全関係	・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） (新設) (新設)
営繕関係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む。） (新設) ・見学会等の開催（イベント等の実施含む。） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） ・社会貢献 (新設)

6 山間僻地について

設計積算要領「第 6 請負工事費の積算基準」の「表 6－6 地域補正の適用」及び「表 6－21 地域補正の適用」における「山間僻地」は、各表の(注)書きに規定する内容のほか、次のいずれかに該当する地区とする。

(1) (略)

(2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条及び第 3 条の過疎地域又は山村振興法第 7 条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区（工事の施工場所から最寄りの市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が 10km 未満である地区を除く。）

7 労務単価の補正

労務単価を補正する場合は、該当するすべての補正を乗じた金額の1円未満を切り捨てし、円止めとする。

- (1) (略)
(2) 冬期補正について
ア・イ (略)
ウ 補正上の留意事項
(ア) (略)
(イ) (略)
(イ) (略)
(3) ～ (5) (略)

10 適切な工期の設定について

設計積算要領第9工期の設定については、次により取り扱うものとする。

- (1) 適切な工期の設定の取扱いについて
ア (略)

表 10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40 日	20 日
河川・道路構造物工事	40 日	20 日
治山・地すべり工事	30 日	10 日
海岸工事	30 日	10 日
森林整備 A	30 日	10 日
森林整備 B	20 日	10 日
道路工事	30 日	10 日
鋼橋架設工事	90 日	20 日
PC 橋工事	70 日	20 日
舗装工事	50 日	20 日
橋梁保全工事	60 日	20 日
道路維持工事	50 日	20 日
トンネル工事	80 日	20 日

(注) (略)

イ・ウ (略)

エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6 日）及び夏期休暇（3 日）とする。「天候等による作業不能日」は、①1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日、②8 時から 17 時までの W B G T 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去 5 か年の気象庁及び環境省のデータにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しないよう注意する。

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：令和 7 年の全国の気象データから算出した雨休率：0.74

雨休日数＝施工に必要な実日数（100 日）×雨休率 0.74＝74 日

※本計算はあくまで算出例であるため、雨休率は現場に応じて算出する。

オ～キ (略)

7 歩掛の補正

標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項という。」）3 に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。

- (1) (略)
(2) 冬期補正について
ア・イ (略)
ウ 補正上の留意事項
(ア) (略)
(イ) 補正後の労務単価は、円未満を四捨五入し、円止めとする。
(ウ) (略)
(3) ～ (5) (略)

10 適切な工期の設定について

設計積算要領第9工期の設定については、次により取り扱うものとする。

- (1) 適切な工期の設定の取扱いについて
ア (略)

表 10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40 日	20 日
河川・道路構造物工事	40 日	20 日
治山・地すべり工事	40 日	15 日
海岸工事	40 日	15 日
森林整備 A	30 日	15 日
森林整備 B	20 日	10 日
道路工事	40 日	15 日
鋼橋架設工事	90 日	20 日
PC 橋工事	70 日	20 日
舗装工事	50 日	20 日
橋梁保全工事	60 日	20 日
道路維持工事	50 日	20 日
トンネル工事	80 日	20 日

(注) (略)

イ・ウ (略)

エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6 日）及び夏期休暇（3 日）とする。「天候等による作業不能日」は、①1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日、②8 時から 17 時までの W B G T 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去 5 か年の気象庁及び環境省のデータにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しないよう注意する。

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：令和 3 年度の東京における気象データから算出した雨休率：0.77

雨休日数＝施工に必要な実日数（100 日）×雨休率 0.77＝77 日

オ～キ (略)

ク 不稼働日のうち工事抑制期間については、キによるものに加え、下記の日数を加算するものとする。なお、本項により日数を加算した場合は、入札説明書及び特記仕様書に当該工期が工事抑制期間を含めた工期であること及びそれに伴う条件や実態について明記するものとする。

- (ア) 特有の条件により工期設定を行う必要があり、その条件を考慮した日数
(イ) 地域の実態により施工できない期間や規制による作業量の低下等を加味した日数
(ウ) (ア) (イ) 以外の事情により確保しなければならない日数

ケ (略)

コ 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、表 10－2 又は表 10－3 を工期設定の参考とすることができる。

なお、この実日数には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含まない。

工期は 4 週 8 休を前提としているが、その他の就労形態を前提とする場合は、次の補正係数で表 10－2 及び表 10－3 を参考として算出された工期を除して得た値（小数点以下は切り上げ、整数止め）を用いる。

就労形態	補正係数
4 週 4 休	1. 20
4 週 5 休	1. 15
4 週 6 休	1. 10
4 週 7 休	1. 05

表 10－2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

工事別 直接工事費	施工に必要な実日数（参考）	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3, 000 千円以下	38	32
5, 000 "	46	42
10, 000 "	56	57
15, 000 "	66	73
20, 000 "	74	86
30, 000 "	83	101
40, 000 "	92	119
50, 000 "	100	134
60, 000 "	107	147
80, 000 "	115	165
100, 000 "	125	186
150, 000 "	138	216
200, 000 "	154	254

備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
2. 200, 000 千円超の場合等については、次の算定式により施工に必要な実日数を算定することができる。
海岸等平地部… $T=0.3735 \times P^{0.3173}$
山間部 … $T=0.0325 \times P^{0.4725}$
T：施工に必要な実日数 P：直接工事費

3. 本表は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を加味していないため、準備期間等については別途計上することとする。

（新設）

ク (略)

ケ 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、表 9－2 又は表 9－3 を工期設定の参考とすることができる。

なお、この工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

工期は 4 週 8 休を前提としているが、その他の就労形態を前提とする場合は、次の補正係数で表 9－2 及び表 9－3 の工期を除して得た値（小数点以下は切り上げ、整数止め）を用いる。

就労形態	補正係数
4 週 4 休	1. 20
4 週 5 休	1. 15
4 週 6 休	1. 10
4 週 7 休	1. 05

表 10－2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

工事別 直接工事費	工期	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3, 000 千円以下	102	116
5, 000 "	121	136
10, 000 "	144	161
15, 000 "	167	186
20, 000 "	185	204
30, 000 "	204	224
40, 000 "	225	246
50, 000 "	242	264
60, 000 "	256	279
80, 000 "	274	297
100, 000 "	295	318
150, 000 "	323	347
200, 000 "	356	380

備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
2. 200, 000 千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。
海岸等平地部… $T=1.6 \times P^{0.2850}$
山間部 … $T=2.3 \times P^{0.2702}$
T：工期 P：直接工事費

（新設）

表 10－3 林道事業（保安林管理道等開設・改良工事を含む。）

直接工事費	施工に必要な実日数 (参考)
300 千円以下	9
500 "	12
800 "	15
1,000 "	18
1,500 "	22
2,000 "	28
3,000 "	37
5,000 "	49
8,000 "	61
10,000 "	74
15,000 "	91
20,000 "	107
25,000 "	121
30,000 "	140
40,000 "	163
50,000 "	184
60,000 "	214
80,000 "	249
100,000 "	282

備考 1. 100,000 千円超の場合等については、次の算定式により 施工に必要な実日数を算定することができる。
 $T=0.0033 \times P^{0.6136}$
T: 施工に必要な実日数 P: 直接工事費
2. 本表は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を加味していないため、準備期間等については別途計上することとする。

(2) (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする

(略)

(1)・(2) (略)

(3) その他

ア・イ (略)

ウ ICT活用工事においてネットワーク型RTK・GNSS等を使用する場合や、情報共有システム、建設キャリアアップシステムを活用する場合に、通信環境の整備が必要となる際は、(1)イに準じて取り扱うことができるものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

表 10－3 林道事業（保安林管理道等開設・改良工事を含む。）

直接工事費	工期
300 千円以下	52
500 "	67
800 "	78
1,000 "	87
1,500 "	97
2,000 "	109
3,000 "	122
5,000 "	142
8,000 "	166
10,000 "	185
15,000 "	206
20,000 "	230
25,000 "	250
30,000 "	267
40,000 "	289
50,000 "	314
60,000 "	335
80,000 "	362
100,000 "	393

備考 1. 100,000 千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。
 $T=1.0 \times P^{0.3264}$
T: 工期 P: 直接工事費
(新設)

(2) (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする

(略)

(1)・(2) (略)

(3) その他

ア・イ (略)

ウ ICT活用工事においてネットワーク型RTK・GNSS等を使用する際に、通信環境の整備が必要となる場合は、(1)イに準じて取り扱うことができるものとする。